

福祉と優生学

矢野 聡

1. 問題の所在

わが国を含む、民主主義が成熟して「安定した社会⁽¹⁾」を構成する欧米先進諸国の社会保障の最も重要な基本的指標は、人間としての尊厳および権利に対する配慮の人々への浸透の度合いである。それは現在の日本が日本国憲法のもとで規定するような「基本的人權の尊重（第一条）」、「幸福追求権（第二三条）」、「最低生活保障（第二五条）」だけでは十分といえない⁽²⁾。わが国で憲法が発布された翌年の一九四八年以降、国際連合（UN）で世界人權宣言が採択され⁽³⁾、世界的に人間の権利に関する理解と洞察が急激に深まった。福祉の実現としての社会保障は、二〇世紀の後半から次第に労働者の権利を強調する流れが勢いをなくし、一般市民のほかに、世界人權宣言に基づく国際人權の向上の方向へとシフトしている⁽⁴⁾。ヨーロッパではすでに社会保障に代わって「社会保障（Social Protection）」が用いられている

ほどである。今日の社会保障を表現する用語としては、スイスのジュネーヴにある国際社会保障協会（ISSA）が最も信頼に足る定義を行っている。ISSAは、もともと労働者の権利と地位向上を目的として設立された国際労働機関（ILO）内に、一九二七年に設置された。当時は社会保険の世界的普及を目的として、適用対象である肉体労働者及び労働者階級全般の権利獲得、地位向上の実現であった。現在の定義は、国連が示した世界人権宣言に込められた基本的な人間の権利を尊重する精神を継承した制度の発達の目的とする、としている。すなわち初期の社会保障は労働者の権利の実現を通じて人間の権利の法源としたが、労働者の利害代表による政党が社会主義国家や福祉国家を実現させ、次第に人間の普遍的価値を認め合う制度へと移行しているのである。⁵⁾このように国家（福祉国家）が社会保障を強調する目的は、はじめは労働者階級が、後に一般市民や社会的弱者と呼ばれる人々が尊厳ある人間として一生を送るうえで、自らのハンディや避けて通れない生活上のリスクを排除し、保護することへと移行した。社会保障は、所得保障及び保健医療及び介護福祉サービス等の給付を通じて人間としての尊厳と平等に関する社会的確立と向上の普及促進に大きく寄与してきた。二一世紀になって、この傾向が個人としての自由や人間の権利の根源として国際的な批准や承認として広がっており、日本でも障がい者や被虐待者に対する立法化や権利条約を批准しているのは周知の事実である。この背後には、新たな人間の権利としての「福祉権（welfare rights）」の存在がある。⁶⁾

しかし福祉権に関する発達の歴史について考察を進めていく過程で、福祉を標榜しながら基本的な人間の権利とは決して相容れない過去の事例に遭遇した。それはヨーロッパで一九世紀の末から起こった優生学を根拠にしているが、第二次世界大戦後のわが国の事例でいえば、およそ二つが取り上げられる。第一はらい予防法（一九四八年施行、一九九六年廃止）である。第二は優生保護法（一九四八年施行、一九九六年法律条文中の「優生思想」がことごとく排除され、

名称変更により母体保護法となる）である。この二つの法律が、奇しくも同じ時代に立法化され、そして同じ時期に法解釈的に困難が生じて廃止ないし改竄・変貌していったという事実注目しなければいけない。よく知られているように、一九四〇年にこの二法のもとになる法律が成立していた。これが「国民優生法」であり、ナチス・ドイツ下の国民に対する優生政策の影響を受けて立法化されたものといわれている。⁷ 同法は「悪質な遺伝疾患の素質を防ぐ」目的のもとに、断種、不妊を認める法律であった。同法の精神はナチスの消滅にもかかわらず、敗戦後のわが国の法改正によつて上記の二つの法律として残つたのである。これらに共通していたのは、本稿の主題でもある人々の福祉の向上や母体の保護⁸という名目のもとに、いかなる人であろうと尊厳を愛くべき人間としての権利の根本を毀損する行為がわが国において公然と遂行され、しかも二一世紀目前に至るまでその不法性が明確にされなかつた点である。上記の問題は現行昭和憲法の歴史的限界と不明瞭さによつて招かれた結果とみることもできる。本稿ではこの事実にも論及したい。

もちろん歴史・制度研究の目的は、現在の価値規範を基準として、過去の事象の一方的な断罪を行うことではない。過去を詳細に検討することで現在および将来の課題にいかに対処するか、が要点である。貧困の解消、自由・平等の拡大をはじめ、社会政策がかかわってきたほとんどは政治的課題と関連している。⁹ しかし同時に社会政策の分野は、近年「福祉国家」に見られるいわゆる福祉政治の究明および発展論の不鮮明さから、政治・経済を超えた多様かつ多義的な「福祉」ないし「ウェル・ビーイング」の追求へとシフトしてきているように見える。¹⁰ 主に国や自治体によつて担われる社会サービスの場面で、福祉に関するアプローチの手法が国際的に近年大きく変化した。その手法とは、社会サービスが行政その他によつてどのように供給されるか、ではなくて、どのような結果を導き出せたのか、

が重要になってきたということである。この変化を規定し、福祉のカギを握るのは、福祉権をめぐる「社会正義 (Social Justice)」であろう。人間の解放を目的とした運動論の主要な対象が、無産労働者階級から次第に障がい者を含む社会的弱者へと移行した現在、わが国の社会政策の課題は、まさにこの優生学を明確に否定する社会正義の思想の確立を目指すものでなければならぬ。優生思想の論理的否定を通して現在の社会的課題が浮かび上がる。すなわち自由、平等、市民権 (citizenship)¹¹、ニーズと権利、富と機会の公正な分配の在り方、等を背景とした課題である。

しかし対象をより広くとらえ、社会正義を実現しようとする人道的科学 (humanistic science) としてみれば、その根幹をなす福祉の思想は過去とは異なった場面や理想とは相いれない場合が多かったのも事実である。その意味では過去から「社会の成長」を促すために数多い改革や試みが、誤りも含めて行われたことが社会政策の特徴の一つである。経済の向上と効率性を高める改革を達成するためには、旧式の社会観念に基づいた非効率な組織や因習を変える努力が求められた。同時に改革をただ表面的な改革に終わらせないようにするためには、厳しい取捨選択も求められた。この選択は、近代市民社会による国家の統治機構が専ら行うもので、世界的宗教指導者や、国際機関によってではなかった。しかし、せつかく多くの政治エネルギーが費やされても、それが政策に結実するとは限らず、むしろ混迷・停滞から逃れられない、または受益者と思われた人々に逆の結果を生み出すことも多かった。効率と合理性のみを政治判断の基礎とするには失敗例も多い、ということである。このリスクを引きずりながら政治の領域における社会政策を進展させる要諦は、過去に国家や個人が社会的共通認識という思い込みによって経験した手痛い失敗から何を学び取るか、にかかっているといってもよい。この政治的戦略を福祉の追求という課題として言及するとき、当時の政治家や思想的指導者の形跡を検証しながら彼らが後の社会に与えた意外な側面を見出すことができる。この点からわ

が国の先行研究を概観すると、欧米諸国の影響を受けながら、近代的社会政策思想の導入に人口政策からの優生学が大きな影響を与えたとする杉田菜穂の研究等が現れたことは注目に値する。¹²しかし歴史実証分析的に優れた彼女の著書には、人間の権利、尊厳についての政治、哲学を含む今日的価値規範への言及による示唆がない。しかし、この主題は優生学そのものの性質に言及してはいるわけではなく、戦後すぐにわが国で行われた社会政策本質論争にもかかわる重要なテーマを浮かび上がらせようと意図しているためであろうと考えられる。社会政策学の究極の目的の一つは、一言でいえば公平と効率のトレード・オフを探ることである。それゆえ歴史・制度分析の位置づけは、今日の社会政策を論ずる際の基礎でなければならない。わが国の優生学に対する批判的分析をめぐる議論は、このようにまだ緒に就いたばかりである。先行研究とその検討・吟味についてはいずれ稿を改めて詳細に分析したい。

本稿では、人間の尊厳の確認やあらゆる状態においても人間の絶対的平等という、今日国連（UN）傘下に集うほとんどの国々が当然のように認め、受け容れている理念とは、およそかけ離れた思想的立脚点から福祉国家及び福祉思想が発達してきた事実を以下で述べる。そして、対象とする優生学を、自然科学の学問的推移から概観するのではなく、むしろ政策立案や遂行の過程で福祉の思想に対してどの程度の負の遺産を残したのか、について検証する。第二次世界大戦後に国連加盟国として存在を示している現代諸国家において、国家存立の条件として人間の平等と尊厳についての権利に対し軽視ないし否定的な見解をする国はほとんどない。一九四八年に謳いあげられた世界人権宣言の精神は、その理解度と浸透度に国によって差はあるが、人類が追求する共通の理念として定着してきている。¹³しかし、世界に普遍的なこの権利も、現在までのところ、当該国の国益にかかわる利害に比べると、必ずしも優位であるとはいえない。それは端的に、民度や国家成熟度がそれぞれ異なる現実政治の世界に現れるといえるのかもしれない。

そうではあっても、現在国連の人権に関する憲章を無視し、ないし軽視したままで、正常な国際関係を保つことは、もはやできない。大国と呼ばれる国が、人間の権利を踏まえた意識に対して未熟なままで、いかに自国に都合の良い主張を声高に述べようとも、国連に設けられた人権委員会による厳しい監視と先進国および周辺国による人道的非難によつて、国際社会から常に批判的に監視される立場となるのである。こうした時代の趨勢は、特にわが国においてもはつきりと認識されなければならない。

2. 優生学の発生と浸透の根拠

一九世紀から二〇世紀にかけて、当時の欧米先進諸国が有していた人類の「進歩」を目的とした科学的探究心は目覚ましいものがあつた。医学、理学、工学をはじめ、およそ科学に関連した学問が、この時期に急速に発達した。この進歩を促した原因の一つは、それまでに人々が有していた、いわゆる「旧弊」の除去であつた。「旧弊」とはすなわち宗教的迷信などの因習、旧時代の封建身分制から派生した人々の中の差別・偏見、合理性を欠いた感情的判断、知識に基づかない生活習慣、勤労の精神になじまない風習、などであつた。近代的国民国家の確立を目指し、実現していたヨーロッパやアメリカの国々は、人々の中の「旧弊」の除去の代行役として新たな科学的価値を求めたのである。もう一つの特徴は当時全盛を極めた帝国主義、すなわち領土拡張に基づく植民地的世界分割を担う諸国が、根拠づけなければならぬ自己正当性の証明であつた。それは世界的植民地統治へのさらなる野心と、植民地経営の基本条件として統治する側が、被統治者よりも民族・人種として優秀であることの科学的な立証を必要としたのである。

さらに、第三の動機があった。優生思想は政治・社会の場面で「社会ダーウィニズム」を先進的思想としてイギリスで発生し、アメリカで立法化という形で発達した。優生思想は「退化論」に厳粛に対処するという姿勢を常に取る必要に迫られていた。退化論とは生物的劣勢といわれるものの蔓延が自国民をはじめ人類そのものを退化させるので、その予防と優秀な遺伝子を保持することであった。ちなみに遺伝学は二〇世紀初頭になって急速に発達した学問で、まさに優生学の興隆と軌を一にしていたといえる。

ところで当初のこの動きはマクロの理論的示唆に留まるものであり、「優秀な種の発達」を奨励する積極的退化論とも呼ぶべきものであった。一方、具体的な行動で退化論を防ぐ否定的退化論と呼びうるものがあつた。つまり「劣性」と思われる個体に対しては、これらの理由によって総合的な形で特定の人々に断種、不妊手術を強制する、という論理であつた。退化論の展開はさまざまであつたが、初期はともかく、次第に被征服国の住民ないし先住民が抑圧の対象ではなくなつていった。優生学が発達するにつれて、白人至上主義を裏付ける理論としての根拠が薄れる一方、自国民の中の弱い立場の人々、つまり少数民族、身体障がい者、知的障がい者、そして精神障がい者たちが「浄化」の名のもとに殲滅の攻撃に晒されるようになったのである。当時優生学の名のもとに、たとえ医学を中心とした科学理論の重視だけで「浄化」という名の政策に加わらなかつたグループがあつたとしても、その根拠が結果的に否定的退化論者の直接行動を支える支柱になつたことは疑う余地もない。

優生学は一八八四年に誕生した。優生学発祥の背景には、当時発達した遺伝学、それに経済学の悲観的部分を表す人口学の影響があつた。優生学の語源はギリシャ語の「優良な種」¹⁴に由来するが、世界で最初に提唱したのは、イギリスのフランシス・ゴルトン¹⁵ (Francis Galton) である。ゴルトンの理論は、従兄弟であるチャールズ・ダーウィン

(Charles Robert Darwin) の進化論に影響を受け、優秀な種が生き残り、劣勢なものは淘汰される、という生物学的法則を、具体的に人類に当てはめようとした。さらに彼は一九一〇年の自身による未完の小説、『カントセイウェア』¹⁶で、「優生社会政策」を提唱し、人類の退化が一般的となる憂鬱な世界を描いて危機と警鐘を鳴らした。こうした退化論的な警告は、科学を根拠に二〇世紀初頭から繰り返された。それが旧弊や迷信ではなく科学である、という理由から優生思想は欧米で急速に広まり、一九〇七年には優生学教育学会 (Eugenics Education Society) が設立され、一九〇九年には優生学雑誌 (Eugenics Review) が創刊された。こうしてわずか二〇年ほどの間に、優生学が社会ダーウィニズム論と結合して、さらに過激な手段の提唱を伴って語られるようになった。たとえば、精神障がい者の人口に占める割合の上昇等が取り上げられ、これが医師や精神分析の専門家等、当時脚光を浴びていた科学者から生物的退化 (degeneration) として語られるようになった。やがてこの思想はアメリカで州ごとの断種法の立法化というかたちで活発になるが、優生思想を法制度として国家レベルの政策としたのは、ヨーロッパとりわけ北欧の諸国であった。以下、それぞれについて概観してみる。

3. フェビアン社会主義と優生学

ヨーロッパの中で、古くから貧困を「救貧法 (poor law)」という社会政策立法という形でとり扱っていたのはイギリスであった。¹⁷一八世紀後半から世界に先駆けて産業革命が発生すると、都市化という人口移動に伴う労働者階級が存在と結果としての「貧困」の状態が鮮明になった。それにつれて、イギリスでは生産の増大に比例する富の増加を奨励する楽観論としての経済学と、生産を超えて上回る人口過剰が人類の生存にいつか追いつかなくなる、という

「憂鬱な科学」としての悲観的経済学との両方が本格化した。早くから社会が取り組むべき課題として貧困問題の法制度化を成し遂げ、時代ごとに当面する貧困問題の対応にあたっていたイギリスは、低所得・賃労働者の窮乏化に対する「新たな」貧困問題に対処する公的扶助制度を新救貧法¹⁹としてさらに発達させた。当時の法哲学者や政治経済学者などからは、貧困の解消こそが幸福に到達できる手段と理解されていた。²⁰ ほぼ同時代の知的な人々は、日常を規定していた宗教の束縛から心理的に離脱するための合理性と効率性を何か新しい人間社会の発展の証しとして担保する科学、すなわち自然科学の発達に準拠した社会科学の構築を追い求めた。こうして到達したその一つが社会主義思想²¹であった。当時の社会主義思想には実に多くのアプローチがあったが、科学的手法を用いてこれを極めようとする考え方の一つに「社会ダーウィニズム」の応用があった。一方、政治イデオロギーによらずに貧困に関する科学的かつ社会的究明が市井の人物によって行われた。ヘンリー・メイヒュー (Henry Mayhew) のルポルタージュ²²やチャールズ・ブース (Charles Booth) の調査²³に見られるように、キリスト教福音主義実践の一環として、貧困の存在と一般的認知およびその克服が一九世紀後半のイギリスの主要課題となっていた。

以上のように二〇世紀まで、自分たちが世界で最も優越した民族と誤認していたアメリカを含むヨーロッパ諸国の政府及び国民にとって、一九世紀の半ば過ぎまでは福祉といえは貧困の問題であり、その救済と克服が社会政策の主な目標であった。もちろん、この問題が取り上げられる理由の第一は階級対立から生じる政治的ジレンマからの回避である。しかし同時に救済が必要とされた理由は、「貧困」という用語が示す世界観の中に人間が理想とした社会正義にかなわない要素、すなわち個人の奴隷労働や人間疎外、健康の自立的保持の障害を含む、あらゆる自由、権利の剥奪、喪失感等が凝縮されていたからである。当時は貧困の克服こそが、これらを解決できる唯一の手段とみなされ

ていた。

ところで、彼らの方に通用する論理としての、地球上でユーラシア大陸に生息する白人以外の残りの大陸・亜大陸のすべての有色人種が、自分たちより劣等でなければならぬ根拠は二点であった。第一は自分たちが植民地化してきた地域に居住する有色人種は、貧困・劣悪の環境から逃れられないという頑強な確信である。この実証を促す学問として、同時代に「人体測定学 (anthropometry)」なるものもまことしやかに研究された。第二は、自分たちこそが貧困を克服できる、ないし自分たちは貧困のない豊かな国民国家を建設しなければならない、という固い意志の表明である。いかえれば、自国民より肌の濃い他の人種・民族が居住する土地を征服の後に統治・植民し、それをゆるぎないものにするには、白人としての人種的優越性を、理論や願望だけでなく科学的な根拠に基づいて証明しなければならなかった。この理由から、七つの海を支配し、日が暮れることのない帝国であったイギリスという地において優生学が発祥・発展した十分な根拠が与えられる。

以上の論理によると、優生学の発達が帝国主義による搾取と領土拡張の野望に凝り固まった保守派と、当時の極端な人種差別主義者による優生思想の科学性の主張が、民族の劣勢を除去し、優秀性を保つことになる、との思想を描き出したようにみえる²⁴。だが実際はその逆の立場、すなわち労働者階級をもって自由と平等に基づく人類の幸福をもたらそうとした社会主義からの方がむしろ積極的に優生学推進運動を起こしていたことに注目する必要がある。優生学の主張は、当初から社会問題として貧困に取り組み、人口の多数を占める労働者階級の統治による社会を理想とし、人類の未来に希望を託す「科学的」社会主義者のグループから起こっていた。たとえばイギリスにおいては、後の労働党の理論的支柱となるフェビアン協会(一八八二年設立、一八八九年から政治活動を本格的に始動)の社会民主主義的、

社会主義的活動があつた。フェビアン協会は、マルクス主義による政治性の強い理論としてではなく、倫理的社会改良の強調によつて、穩健かつ段階的な新しい社会主義を作ろうとするものであつた。後にフェビアン協会に加わり、その主要なメンバーになつたウェップ夫妻は優生学的思想の受容後、明らかにマルクス思想の影響を受けた発展段階論的社会主义的変革の方向を示していった。彼らは代表作「産業民主制論」を著したが、ここで展開した国民的効率 (national efficiency) の思想に当時の優生学による影響が端的に表れている。優秀ではない資本家による経営による非効率な資本主義制度に代わつて、ウェップ夫妻らが主張した「人間的な」生産性至上主義的潮流は、二〇世紀初頭のヨーロッパを席卷した全体主義、国家社会主義の思想的興隆とも連結している。『優生思想の歴史』を著したトロンブレイによれば、ビアトリス・ウェップ (Beatrice Webb) が優生主義者となつたのは若い頃で、彼女が影響を受けた人物はハーバード・スペンサー (Herbert Spencer) のほかにゴルトンであつた、と述べている。²⁵ またシドニー・ウェップ (Sidney Webb) のフェビアン主義的経済政策は、優生思想に基づいたものだ、と述べる。例を挙げると二〇世紀初めに開かれた救貧法王立委員会に関して、イギリス医学雑誌 (British Medical Journal 1909) で述べた彼の主張は次のようなものである。「救貧法、それはイギリス国内で年間二〇〇万ポンドもの費用がかかっているものだが、その傾向においてほとんどすべて反優生学的である。救貧法の受給者である弱々しい妊婦、両性の居住が許された一般混合型のワークハウスに、『救貧法』は優生学的見地から好ましからざる結果をもたらすことになる。(中略) 優生学的見地からすれば、自由放任とは全政策の中で最悪のものである。なぜならば知的な考え方や目的達成の選択を拘束してしまうからである。公的な制度が引き起こす最初の結果というものは、最も感情的な個人的慈善心のほとばしりであり、それはどのような政府も抑止できないものである。」²⁶ この表現からウェップの貧困者に対する視点は、イ

ギリス救貧法が実定法の判例として伝統的に扱ってきた救済を積極的に評価することはなく、ワークハウスの収容者等を優生学の見地から生物的退化の理論の実例と受け止めているとみなしている。実際ウェッブは「救貧法は不適者の生殖を助長するものだった」と記述している²⁷。

優生思想が進行する中で彼ら優生主義者が対象とする「劣勢な」人々への断種や不妊の意見が叫ばれたが、イギリスで国民的効率すなわち優生思想へと顕著に高めた中心人物は、国会議員であり作家でもあったアーノルド・ホワイト (Arnold White) であった。そしてこのホワイトの主張を熱心に支持する者の中に、有力なフェビアン・メンバーのバーナード・ショウ (G. B. Shaw) がいた²⁸。この思想の連続性の中で、フェビアン社会主義による社会政策に、優生学の影響が色濃く反映されたといってもよい。よく知られているようにフェビアン協会は、確かにイギリス特有の貴族制を継承した特権階級による独占的政治形態を批判し、過激なマルクス主義の行動によらない漸進的社会主義を主張した。しかしその手法により、自分たちの政治活動による社会の実現が叶わないことが自明になると、今日のイギリス労働党の前身としての政党活動の創設と発展に貢献した。優生学を批判的に扱う著作によれば、ショウやシドニー・ウェッブは、彼らが述べる主張と彼ら自身が置かれている立場とはかなり異なっていた点を強調する。つまり貴族、地主らの支配的特権階級の批判をする彼らは、同時にほぼ全員が専門職を持つイギリス中流階級であった。目前に克服しなければならない飢餓への恐怖とは無縁の彼らにとって、政治的目標は単に政治権力の側につくことであつた²⁹。この専門職集団と特定の階層に属さないための特徴として「科学的」思考に身を置く姿勢を示すことが、優生学者とフェビアン社会主義者の親和性であつた。同様に過去においてドイツのナチス (NATIS)・国家社会主義ドイツ労働者党) 党員の特徴である生産至上主義的国家社会主義者としての立場は、社会主義ソ連を含めその他の欧米

資本主義国家群との間にはなほだしいかい離があつたわけではない。むしろ「進歩的思想」の名のもとに当時の創造的民主主義という概念の保持という側面では親和性を持つていた。たとえば、シュペンゲラー (Oswald Spengler) は、ドイツにおけるプロシア的国民性と社会主義との関連を国民的労働と政治リーダーの専門性との共同作業であると述べる。これはフェビアン社会主義との共通性を示している³⁰。その意味から、フェビアン社会主義はスウェーデンの社会党とともに、創造的社会主義が持つ民主的かつ進歩的側面を経済学、生物学の発展と共通して理解し、さらにそれらの成果の一つを優生学に求めた、ということになる。ここに共通した立場は、第一に個人の尊厳を提唱する前の社会正義である国家という擬制の最重要視、つまり個人の権利や自由を付度する精神を全く欠いていることである。そして第二に (本人が自覚しているか否かに関わらず) 白人、とりわけ欧米先進国のマジョリティ民族の人種差別を基調とした度し難いほどの自己満足と優越の精神である。しかし歴史は優生学を背景にした徹底的なジェノサイドの実践を、ドイツにおいて自国の障がい者の抹殺および同じ白人種のユダヤ人を以て「見事に」実証して見せたのである³¹。

4. 優生学のアメリカでの発達

イギリスでは理論が先行し、社会主義者や一部の科学者の認識に大きな影響を与えたが、実際には国内の政治的な事情から政策実現としての具体的断種・不妊のための立法化を行つてはいなかつた。一方、これをいち早く立法化したのはアメリカであつた。アメリカで行われた断種の措置は、はじめは優生学理論によるものではなく黒人ないし混血人種の性犯罪等に関わる懲罰であつた³²。しかし優生学ではない、といつても、人種差別に基づく思い込みがその背後にあることは自明である。犯罪への懲罰としての断種という基本的な考え方は、アメリカでは最近まで続いていた。

その意味では、移民国家アメリカにおいて優生学の応用による断種、不妊措置が実践に移される伝統の下地が備わっていたといえる。さらに科学的、客観的ならば倫理・規範性の吟味より先に他の国に比べて立法化が容易である、というアメリカ独特の事情もあつた。一九世紀末のヨーロッパを覆った退化論への対抗的実験とイギリスに見られた統計や医学のフィールドで示した優生学の科学的側面は、アメリカの医師たちに大きな影響を与えた。優生学の現実的応用が容易な土壌にあつた移民国家アメリカでは、他のヨーロッパ諸国に先じて福祉対象者をターゲットに理論が実践に移された。優生学を信じ込んだアメリカの医師たちは、はじめに知的障がい児の去勢・不妊措置を実行した。

一八八九年、ペンシルベニア州立知的障がい児施設の所長が両親の同意を基に入所児童に断種を行つた。一八九三年、カンザス州立の知的障害児施設の監督者兼医師が、男子四三名、女子一四名にそれぞれ断種、不妊措置を行つた。こうした中でインディアナ州立矯正施設の医師であるハリー・C・シャープが精管切除の手術法を発明し、一八九九年から一九〇七年にかけて同施設内の四六五人に断種を行つた³³。この動きに影響されてインディアナ州で一九〇七年四月九日に強制断種を認可する法律を可決した。インディアナ州の法制定が連邦憲法に抵触しないことが判明されて、アメリカでは断種法の立法化が頻繁に行われた。一九〇九年にワシントン州、同じ年にカリフォルニア州が断種に関する法を可決した。その後カリフォルニア州は優生的断種に関してその後もラディカルな法改正を次々に行っている。結局アメリカ全土で行われた断種、不妊措置の執行数はカリフォルニア州が他州を圧倒していた。アメリカの断種法制化はその後も続き、一九一一年にはネヴァダ州とアイオワ州が、翌一九一二年にはニューヨーク州が断種法を制定した。一九一三年になるとノースダコタ州とカンザス州、それにミシガン州、ウイスクンシン州が続いた。さらに一九一五年にはネブラスカ州、一九一七年にサウスダコタ州、一九一九年にはアラバマ州、一九二三年にはオレゴン

州、モンタナ州、デラウェア州が制定した。勢いづいたアメリカでは一九二五年にアイダホ、ユタ、ミネソタ、メインの各州が断種法を制定した。このように、アメリカ各州で社会政策の一環として優生学的応用が断種法というかたちで実践されたが、連邦政府自身が断種・不妊措置を政策として遂行したことはなかった。さらに、すでに第一次世界大戦の時期にアメリカの州では断種法を導入していたが、ヨーロッパで主流となる北欧福祉国家における断種法制定はこの時期にはまだ起こっていない。このことから優生思想にアメリカとヨーロッパとの緊密な類似性を求めるのは困難であった。ここに移民国家アメリカの、他のヨーロッパとは異なる優生政策の独自性を見ることが出来る。

5. 北欧における社会福祉制度の発達と優生学

日本ではスカンジナビア半島およびデンマークが、ほぼ同様の文化と民族で構成されているように見えるが、実際は民族も言語・文化もそれぞれ異なっている。だが、価値規範のもととなる宗教については、プロテスタントのルター派が主流であるという点で似通っている。そしてこの宗教に見られるように、自分たちの社会こそが中世以降の旧弊を乗り越えて近代諸科学を興すとともにその成果を積極的に受け入れ、発達させたという自負を持っていたといえる。この北欧系ルター派の宗教的価値観にドイツが大きな影響を与えている。ドイツのゲルマン族はスカンジナビア地方の各地に中世から多く移住するようになり、言語体系もゲルマン語に共通するものが多い。一方ドイツも近代になってプロテスタント国家であるプロシアが、カトリック帝国のオーストリアを駆逐して分散していたドイツ諸国を統一した事実から見ても、プロテスタント的な文化的土壌が優生学思想の伝播とその受け入れに親和的な条件を備えていたといえる。このドイツとの関係が、優生学の交流の背景には重要である。実際に断種や不妊の措置が政策と

して実現するのは、一九世紀から二〇世紀前半にかけて、主にスカンジナビア諸国で興隆した「民族衛生学 (race hygiene)」に端を発するとみられる。主要な国とはデンマーク、スウェーデン、ノルウェー、フィンランドである。これらの国のうち、初期優生学の根柢となる帝国主義的植民地を有したのはデンマーク一国のみである。

しかもフィンランドを除いた全ての諸国が、同時に被抑圧者を自ら任じる労働者階級の代表として社会民主主義的な政党によって、与党政府の実現を見ていたという事実がある。北欧では彼らの率いる中道左派政権のもとで、早くから最強かつ最も健康的な福祉社会に到達する手段として優生学が提唱されていた。ここに、福祉と優生思想との一体性が理論づけられる。前節で述べたとおり、断種や不妊の措置を法律として最も早く施行したのはアメリカやスイスの州法によるとされているが、³⁴ 国法として最も早く正式な形で採用したのはデンマークで、一九二九年である。しかし、アメリカや他のヨーロッパ諸国が優生学を人種的優越性や人種差別主義の根柢としたのに比べて、デンマークではその視点からではなく、むしろイギリス等で深められた精神疾患への対処やフェビアン協会の国民的効率による社会主義推進の理論に影響を受けたものとされる。³⁵ デンマーク帝国主義の実態は、被征服民族の統治という点でほとんど影響力を持たないグリーンランドを除けば、過去に有していたのはカリブ諸島のわずかな地域で、これも第一次大戦中にアメリカに譲渡した。デンマークが不妊処置その他の優生学的制度成立の検討に入ったのは、最初の労働党政権が発足した一九二四年であった。名実ともに福祉国家の立ち上げと優生学の実行とが連動していた。ちなみにこの制度は、一九五〇年代まで存続した。

北欧の中で最も大々に優生学に基づく断種・不妊措置を実践したのはスウェーデンである。スウェーデン国内で法律により強制的な不妊・断種を余儀なくされた自国の障がい者の数は六万三〇〇〇人にも及んだ。これはナチス・

ドイツがT4作戦で自国民の抹殺を行った措置に次ぐものであった。⁽³⁷⁾ スウェーデンでは、この立法が一九三五年から一九七五年までの、実に四〇年間続いたのである。優生学は人口政策と密接に関連しているが、身体の物理的・科学的属性に優劣をつけるのみならず、尊厳を伴った人間存在を否定するという観点からその思想がスウェーデンをはじめ世界的に全く受け入れられなくなったのは一九七〇年代以降である。政治イデオロギーによる優生学への接近を行ったデンマークに比べれば、スウェーデン及びノルウェーでは自国の民族優位性による人種差別的色彩を持った優生学の主張があつたといわれる。⁽³⁹⁾ この風潮を高めたのは、医師集団の政治・社会への介入が比較的容易で、しかも強力であつたことであり、そのもつとも代表的な例が精神科医であつた。同様の事例はドイツでも認められた。実際、ヒトラーが断種政策を実行するのは、ナチス集団の中の医師たちによる提言を受け入れた結果である。優生学及びその否定的措置の実行は精神科医の領域でその存在感を高め、ドイツの「民族衛生学 (Rassenhygiene)」の興隆を招いた。この流れをよく受け継いだのが、スウェーデン、ノルウェーであつた。したがって民族の優秀性を強調するあまり、断種法制度の犠牲となつたのは、主に自国内の精神障害者であつた。実際スウェーデンでは一九四七年までの断種法に関わる政府の委員会は、精神科病理の事項を審議する場で決定されるものであつた。ブロバーク&タイデン (Gunner Broberg and Mattias Tyden 2005) によれば、優生学の発達はこの時期のスウェーデン社会が他に例をみないほどの急激な科学化、近代化を遂げたまさにその時期と重なる、と述べる。同法による処置を受けた、つまり犠牲になつたのは特に女性が多く、九〇%以上であつたという。⁽⁴⁰⁾ このように精神障がい者の断種 (正確には不妊処置) を通じて、女性の人権蹂躪事例を際立たせたのがスウェーデンであつた。

何ゆえに今なお世界に冠たる福祉国家として自他ともに認めるこれらの国々が福祉政策の名のもとに、人間の尊厳

や平等の理念と全く相いれない措置を主張したり、実行したのであるうか。特に出生前や出生時に様々な原因で健康に恵まれず、不利な立場におかれ、障害を有しながらそれでも懸命に生きようとする自国内の人々に対して、人間としての自由、権利、尊厳を含むトータルな存在を否定し、彼らの生きる力を奪い、希望を断ち切る優生政策に手を染めていったのであろうか。この問いに対して、イスラエルの大学にそれぞれ所属するスペクトロウイスキとイレール・サヴァン (Spektorowski A. and Ireni-Saban L. 2013) の共著による『Politics of Eugenics, Productism, population, and national welfare (2013)』⁽⁴¹⁾ は、一九世紀からの優生学の発達が福祉の増進と重なる理由を「生産的社会主义 (Productive Socialism)」によるものだ、と述べる。後に福祉国家の理論的指導者となる政治的グループは、彼らが一樣に有していた生産主義への単純な楽観論として優生学をとらえ、これに伴う重大な負の側面を考慮することなく、その理念を自分たちの推進する理念として受け止めた。⁽⁴²⁾ イギリスのフェビアン社会主義思想の政治的影響を受けた彼らは、社会政策の推進を貧困で教育を受けられない人々への救済としてではなく、弱い遺伝子によって民族が劣化するのを防ぐ目的とした。この意味では当時の北欧における社会政策は、人種隔離および差別政策と極めて連動していたともいえる。生産主義のイデオロギーによる社会主義は、社会改良の必要性を政治性そのものよりも技術的問題としてとらえる、という見方をした。つまり彼らによる社会改良とは、解決を必要とする人持つニーズに基づくのではなく、労働者階級をより生産的にすることによって、より社会政策が生産的になると考えたのである。この事実から一九二〇年代の北欧の社会民主主義者は、福祉をある種の権利性やサービス受給、現金受給の正統性からみていたわけではなく、むしろ「労働力の投資先」として見ていたことになる。⁽⁴³⁾ 優生学はまさにこの生産主義的社会主义と連動していたのである。換言すれば、左派の社会主義者における生産主義のグループは二つに分けられた。このうち、優生学の成

果を取り入れたのは革命を主導する過激なマルクス主義によらないグループの主張であった。そしてそれは民主制を基調にすると称した、穏健な社会主義との評価を受けてきたフェビアン協会の政治思想に強い影響を受けたスウェーデン、ノルウェーをはじめとした社会民主党政府が統治する国家であった。

ドイツがヒトラーのもとで断種法 (Gesetz zur Verhütung Erbkranken Nachwuchs 正確には遺伝病子孫予防に関する法) を成立・施行するのは一九三三年だが、これが後のT4作戦およびユダヤ人の大量虐殺に連動するものであったことは周知の事実である。この時隣国デンマークをはじめ、北欧諸国は同法の施行をむしろ好意的に受け止めた。以上から明らかのように、政治的にはイギリスのフェビアン社会主義を、そして科学的には精神科を中心とした医師グループの、偏った社会政策を暴走させたナチス・ドイツの影響を色濃く受けたことが、北欧諸国の福祉すなわち優生政策遂行の特徴であったと結論付けることができる。

6. 結語

これまで述べてきたように、二〇世紀後半から世界的に高まった優生学への否定的な部分への非難と、人間の尊厳および完全平等の思想の強調を生み出した動機の主要部分に、第二次世界大戦によるナチス・ドイツによる残虐行為がある。歴史的事実として、ヨーロッパ大陸にしるアメリカにしる、カトリック教及びその信者はナチス・ドイツの残虐な行為に対して一貫して反対と糾弾の立場を示した。逆に言えばプロテスタントに属する人々は必ずしもそうではなかった、ということになる。

しかしナチスが優生学を単なる手段としてほんの一時期応用したにしても、実際はナチス本来の思想と密接なつな

がりがあるわけではない。ユダヤ人の排せきの主張は、優生学を理論的根拠にしたものではない。同様に優生学が全体主義、一国社会主義（共産主義国家イデオロギー）に結びついたともいえない。実際この時期、旧ソヴィエト連邦は優生学に基づく断種政策など、一顧だにしなかった。優生学はイデオロギーではなく、科学の一つに過ぎないという見方をソ連は貫いたのである。ソ連のような例外を指摘できる一方、政治的右派が優生学の社会政策的応用をかならずしも積極的に支持したわけではなく、史的事実からいえば優生学はむしろマルクス主義者を含む社会主義思想の陣営に親和的であった。その理由は、先にも述べたように二〇世紀前半に大きな社会変化及びその意識変化に直面した彼らにとって、優生学が内在していると思ひ込んだ社会進歩及び社会改良の概念と左派思想、社会主義思想を一致させた⁽⁴⁴⁾ かつたからである。これは同時期に精神分析派として確立したフロイト心理学の各国の取り扱いと対比できるかもしれない。

しかし、同様に福祉国家の思想も含めて、優生学の影響は現代が作り出した多様な思想と無関係でないことも事実である。これまでの分析を見る限り、優生学的社会政策を許容した現代にも通じる共通の理念は、生産至上主義と国家集産主義である。この思想的基礎は現代福祉国家を支えるパラダイムとまさしく共通性を持つという点を見逃すことができない。ロール・ハンセン (Roll-Hansen) によれば、北欧の優生学の興隆には二つの波があった。優生学の最初の波は、すでに述べたように生物学の進歩の結果として二〇世紀初頭の遺伝学の興隆の中から現れた。有名な「メンデルの法則」として、議論されたのである。メンデル遺伝学のキーワードは「遺伝子および表現型 (phenotype)」と「遺伝子型 (genotype)」との区分の関係であった。当時の定理は「表現型⁽⁴⁵⁾ = 遺伝子型 + 環境」、言い換えれば個人としての構成物は祖先から継承した遺伝的要素と、個人の周りの環境的要素から成り立っている。そして両者は本質的に等し

く個人としての構成物を発展させる、という理論であった。当時のこの認識を背景にして優生学は医学および医学周辺諸科学の専門家に受け入れられた。同時に新しい科学には比較的無批判に楽観的な社会関係を重視する社会主義者にも広く受け入れられたと考えられる。

そして第二の波は一九二〇年代および三〇年代に現れた。この特徴はより発達した医学技術の進歩を踏まえて、個人としての構成物により適した遺伝子物質の影響を極めようとするものであった。このキーワードは「社会契約 (social contract)」の刷新であり、ここから断種・不妊処置を含む産児制限に関わる優生学の否定的側面が顕在化した、としている。さらに複雑なことは、この時期の優生学運動には「反人種差別主義者」の感情も含まれていた。人種差別主義反対の思想は当時の民族自決を唱えた民主主義者、社会主義者共通の利他的理念であり、この科学的証明は生命科学の発達からもたらされた。優生学は当初の白人優位を立証する科学から、次第に反人種差別を傍証する科学と理解されると同時に、その対象は国外ではなく自らの民族性の浄化に向けられた。これが主に福祉国家を構成する北欧等の社会民主主義政党によって不妊処置等が制度化される根拠となっていた。

第三の波はナチス・ドイツの断種法の制度化とT4作戦の遂行、さらにはユダヤ人の大量虐殺であった。第二次世界大戦の終了によってナチス・ドイツの残虐性が福祉と人間的権利と尊厳の重要性を結びつける契機になったが、主に科学を重視し自国の民族の劣化に関心があった国において優生学と社会改良という基本的な思考のつながりは衰退するどころか、さらに緊密になったといえる。北欧諸国が最近まで優生学への評価を覆せなかった理由は、国際的な潮流の変化に対してさえ敏感に動けず、科学や社会の進歩に対する過大な尊敬を示し続けたことと独善的な視点を振り払うことができない社会民主主義特有の体質が背後にあったと考えられる。ここに優生学がなぜ社会民主主義政党

の福祉策に浸透したか、について解くカギがある。すなわち福祉政策に内包された思想として均一的国民性の確保、集団的人口政策が、個人的政策よりも勝るとする見方である。この視点は、わが国においても社会政策学を進めようとする者にとって特に心しなければならぬと考える。

最後に、わが国への示唆に若干触れよう。優生学の発達は、こんにちの人口学への社会的対処へも影響している。現在の福祉国家に共通する危機として「少子化」が挙げられる。少子化は、人口減を招く、という側面のみからのみ唱えられているのではなく、労働市場確保の危機につながり、さらに家族の親子関係など、家族政策の崩壊へ導く恐れが指摘されている。この不安とおそれへの反動として起こっているのが出産奨励である。この見地から、優生学は「民族衛生学 (racial hygiene)」と連携し、「不生産的人口」の発生や増大を予防するものとして、なお現在においても社会政策上のテーマであり続けている。なぜならば、福祉国家を将来にわたって維持し続けるためには、「合理的」で「効率的」な福祉政策を行うという理論が当然のように現れる。つまり、なるべく負担のない「健全な」人口集団の維持が壊れ、今後ますます「厄介者」とみられているグループへの財源および物的・人的資源の投入が続けば、保健医療や福祉サービスにかかる全体的な費用の維持が困難になるのが自明だからである。⁽⁴⁶⁾ ある程度のサービス水準を維持するには、一部の科学者、医師、そして政治家が、社会の「発展」ないし「進歩」という名目で、現代的優生学の成果を何らかの形で再導入する機会に迫られる、という理論も十分に説得性を持つ。

どのような形・立場であれ、生まれ出でて懸命に生きようとする全ての者の平等と尊厳が、自身の平等と尊厳に直結するという確信をもって、次のように結論しなければならぬ。優生学そして遺伝学が存在や医学の名をもって、今を生きているすべての人々の基本的な権利と尊厳に対し、過剰な侮辱と侵害を加えるいかなる介入の試みにも加

担・賛同してはならない。さらに、この事実には黙認の姿勢を決め込み、声をあげないことすら決して許されてはならない行為である。福祉に関する学問に身を置くものは、こうした決意をもって社会の動きに常に敏感でなければならぬ。

- (1) John Rowls は自ら提唱する正義論を実現する手段として代表的であるのは「安定した社会」の存在であるとしている。
- (2) これについてすでに筆者は二〇一三年に憲法改正の必要性について述べている。詳しくは矢野 聡「社会保障の思想と憲法改正への示唆」、『週刊社会保障』No.二七二六号、二〇一三年五月一三日号、五〇―五五頁 を参照願いたい。
- (3) 世界人権宣言は次のように書かれている。

「第一条 すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない」

- (4) De la Vega, Connie (2007), *International human rights law: an introduction*, University of Pennsylvania Press を参照のこと。
- (5) ちなみに、現在の ISSA が社会保障協会を呼称したのは一九四七年のことである。
- (6) 福祉権については拙稿、矢野 聡 (二〇一四)、「平等と福祉 ―福祉権をめぐる―」、『政経研究』日本大学法学会、第五〇巻第三号、七五五―七七四頁 を参照願いたい。
- (7) 日本における優生思想の先行研究については、たとえば藤野豊 (一九九八)、『日本ファシズムと優生思想』、かもがわ出版、園井ゆり (二〇〇四)、「優生思想の社会史序説」、『人間科学共生社会学』四、p.43-59. 等を参照願いたい。
- (8) 一九五三年成立で、一九九六年廃止の「らい予防法」の第一条及び第二条は次のような表記である。

第一章 総則

(この法律の目的)

第一条 この法律は、らいを予防するとともに、らい患者の医療を行い、あわせてその福祉を図り、もって公共の

福祉の増進を図ることを目的とする。

（国及び地方公共団体の義務）

第二条 国及び地方公共団体は、つねに、らいの予防及びらい患者（以下「患者」という。）の医療につとめ、患者の福祉を図るとともに、らいに関する正しい知識の普及を図らなければならない。

（9） 貧困に関する定義は枚挙にいとまがない。しかし、貧困に対する最も古い公的扶助制度の歴史を有するイギリスの定義が最も妥当といえる。Alcock P. (2006), *Understanding Poverty (3rd ed.)* Palgrave Macmillan

（10） この動きは、長年にわたって比較研究を行っている国際機関、たとえばOECDに代表される。OECD (2011), *How's Life? Measuring Well-Being*. Paris, OECD

（11） マーシャルが提唱した市民権の中産階級的ジャーゴンへの指摘についてはすでに述べている。

矢野 聡（二〇一二）、「ガバナンスと福祉」、秋山、岩崎編、『国家をめぐるガバナンス論の現在』、勁草書房、四三―六二頁
（12） 杉田菜穂（二〇一〇）、「人口・家族・生命と社会政策 日本を経験」、法律文化社

杉田菜穂（二〇一三）、「優生」と社会政策」、法律文化社

（13） 二〇〇六年二月一五日には、国連に正式な形で人権理事会が設置されている。

（14） Galton F. (1883), *Inquiries into Human Faculty*, London: Macmillan

（15） ゴルトンは、優生学を立証するために数多くの科学的論文を執筆したが、今日の時代になうような内容物では到底なかった。ただ、彼は気象学では「高気圧」を初めて唱え、鑑識の分野では指紋による個人識別法を編み出した人物として有名である。

（16） Trombley S. (1988), *The Right to Reproduce: A history of coercive sterilization*, London: Weidenfeld and Nicolson. トロムブレイ著、藤田真利子訳（二〇〇〇）、「優生思想の歴史…生殖への権利」、明石書店、三四頁

（17） 貧困者の識別（怠惰なものと高齢、障がいなど無能なもの）を行い、後者には自治体の役人が居住と物乞いの許可を与えたのは、ヘンリー八世統治下の二五二一年である。

1530-31. 22 Henry VIII. cap. 12. 'Concerning Punishment of Beggars and' Vagabonds

- (18) 世界最初の公的扶助立法である「エリザベス救貧法」が成立するのは一六〇一年である。
- (19) 1601. 43 Elizabeth. cap. 2. 'For the Relief of the Poor'
- (20) たとえばJ. Benthamの貧困問題への書簡に、当時の功利主義と彼の貧困感が表れている。
詳しくは矢野 聡(二〇〇八)「ジェレミー・ベンサムの救貧法思想 — 旧救貧法から近代的社会政策へ—」、『日本法学』、第七四卷第一号、日本大学法学会、二七—五三頁 を参照願いたい。
- (21) エンゲルスは、一八八〇年に「空想から科学へ」と題する著作(エンゲルスの著書『反デューリング論』からの抜粋)を
発表し、マルクス主義における唯物史観を唱えた。当時、自分たちが最も進んだ思想を受け入れていると思いついた社会主義
者たちの集団による科学なるものへの憧憬と傾倒した見方が示されている。
- (22) Mayhew H. (first published 1861 in Wordsworth classics of world literature 2008) London Labour & London Poor, Wordsworth
classics of world literature
- (23) Booth C. (1889) *Life and Labour of the People in London*, 4vols, Classic Reprint (2012).
- (24) トロンブレイ著、藤田真利子訳(二〇〇〇)
- (25) トロンブレイ著、藤田真利子訳(二〇〇〇)、六二頁
- (26) Webb, S. (1909), "Eugenic and the poor laws" *The British Medical Journal*, December 25 p.1808.
- (27) トロンブレイ著、藤田真利子訳(二〇〇〇)、六五頁
- (28) トロンブレイ著、藤田真利子訳(二〇〇〇)、四五頁
- (29) トロンブレイ著、藤田真利子訳(二〇〇〇)、五七頁
- (30) Spengler, O. (1919), *Prussianism and Socialism.*, in Donald O. White (ed.) (1967), *Oswald Spengler, Selected Essays*,
Henry Regnery Co.Ltd.
- (31) 皮肉にもユダヤ人医師群による優生学研究の推進という歴史的事実があった。

- 米本昌平、松原洋子、櫛島次郎、市野川容孝著 (二〇〇〇)、「優生学と人間社会」、講談社現代新書、九七―九八頁
- (32) 一八五五年、カンザス州議会が懲罰的断種の措置を合法と定めた。
- (33) トロンブレイ著、藤田真利子訳 (二〇〇〇)、八四―八五頁
- (34) こんにちはわが国が定義する「障がい者」に対して、そのすべてではないが断種・不妊を強制する内容をヨーロッパで初めて認めた立法は、スイスのヴォー州による「精神病者に関する法律」の改正である。
- 米本昌平、松原洋子、櫛島次郎、市野川容孝著 (二〇〇〇)、「優生学と人間社会」、講談社現代新書、一一四頁
- (35) Broberg G. & Roll-Hansen N. (ed.) (2005), *Eugenics and the Welfare State Norway, Sweden, Denmark and Finland*, Michigan State University Press, p.50.
- (36) T4作戦とは、ナチス・ドイツが行った自国の障がい児・者「安楽死」計画のことで、第二次世界大戦の期間中、総計二〇万人以上の障がいを持つ人々が、単に障がいを持つということのみによって抹殺された。本稿が主題とする「優生思想」の最大の負の遺産である。この事実を客観的かつ総合的に述べた著作は
ヒュー・G・ギヤラファール、長瀬修訳 (一九九六)『ナチスドイツと障害者「安楽死」計画』、現代書館 である。参照願いたい。
- (37) Broberg G. and Roll-Hansen (eds) (2005) 二〇〇五年版序文より
- (38) 市野川容孝は、この法律を「不妊化の許可に関する法律」と訳している。米本昌平、松原洋子、櫛島次郎、市野川容孝著 (二〇〇〇)、『前掲書』一一四頁
- (39) Broberg G. & Roll-Hansen N. (ed.) (2005), p.262.
- (40) Broberg G. & Roll-Hansen N. (ed.) (2005), p.264.
- (41) Spektorowski A. and Ireni-Saban L. (2014), *Politics of Eugenics Productism, Population, and National Welfare*, Routledge
- (42) 優生学を北欧の福祉国家そのものの思想の一つとする研究を発表し、世界を覚醒させたのはフリーデンである。
- Freeden M. (1979), *Eugenics and Progressive thought: A Study in Ideological Affinity*, *The Historical Journal* 22(3): pp.645-679.

- (43) Spektorowski A. and Ireni-Saban L. (2014), p.38.
- (44) Allen, G. E. (1989), *Eugenics and American Social History, 1880-1950*, *Genome* 31 (2) : pp.885-889.
- Freedan, M. (1979), *Eugenics and Progressive Thought: A Study in Ideological affinity*, *The Historical Journal*, 22 (3) : pp.645-679.
- Pickens, D. K. (1968), *Eugenics and Progressives*, Nashville: Vanderbilt University Press.
- (45) Spektorowski A. and Ireni-Saban L. (2014), p.260.
- (46) わが国でも一九三〇年に設立された日本民族衛生学会(のちの日本民族衛生協会)が、「国民優生法」成立を理論づける基礎の形成という同様の歴史的役割を果たしている。その名の通り、ナチス・ドイツの医学的および政治的思想に大きな影響を受けたことが推測される。

参考文献

1. Broberg G. & Roll-Hansen N. (ed.) (2005), *Eugenics and the Welfare State Norway, Sweden, Denmark and Finland*, Michigan State University Press
2. Spektorowski A. and Ireni-Saban L. (2014) *Politics of Eugenics Productism, population, and national welfare*, Routledge
3. スティーブン・トロンブレイ、藤田真利子訳(二〇〇〇)『優生思想の歴史 生殖への権利』明石書店
4. ヒュー・G・ギャラファール、長瀬修訳(一九九六)『ナチスドイツと障害者「安楽死」計画』現代書館

